

議案第40号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 2 月24日

つくば市長 市 原 健 一

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(つくば市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

(つくば市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 つくば市固定資産評価審査委員会条例（昭和62年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 審査の手續（第6条—第13条）」を「第4章 審査の手續（第6条—第13条）」に改める。
額（第13条の2）」
第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第4章の2 手数料の

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第

5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る固定資産

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第12条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 手数料の額

第13条の2 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平

成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料については、つくば市行政不服審査法関係手数料条例(平成28年つくば市条例第 号)の例による。

(つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例(平成7年つくば市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第34条(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による審理員又は審査庁の求めに応じて出頭した者

(つくば市行政手続条例の一部改正)

第4条 つくば市行政手続条例(平成9年つくば市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「, 異議申立て」及び「, 決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年つくば市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(つくば市情報公開条例の一部改正)

第6条 つくば市情報公開条例(平成27年つくば市条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条第1項中「第18条」を「第18条第2項」に改め、同条第3項中「第17条及び」を削る。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第17条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第4項並びに次条第2号において同じ。)」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第18条に次の3項を加える。

- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人から行政不服審査法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写し

を、それぞれつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。

- 5 第1項の規定により諮問をした実施機関は、行政不服審査法第32条に規定する証拠書類又は証拠物の提出があったときは、当該証拠書類又は証拠物をつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。

第19条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(つくば市個人情報保護条例の一部改正)

第7条 つくば市個人情報保護条例(平成27年つくば市条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条第1項中「第43条」を「第43条第2項」に改め、同条第3項中「第42条及び」を削る。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第42条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第43条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第4項並びに次条第2号において同じ。)」に改め、同条第2号中「不服申立

人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第43条に次の3項を加える。

- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人から行政不服審査法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。
- 5 第1項の規定により諮問をした実施機関は、行政不服審査法第32条に規定する証拠書類又は証拠物の提出があったときは、当該証拠書類又は証拠物をつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。

第44条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」

に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求等に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を改め、「決定又は」を削る。

（つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第8条 つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第1項第1号中「第17条第1項」を「第18条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「第42条」を「第43条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 審査請求に係る事項の調査審議の手続

第9条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第10条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第15条において同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第12条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第13条の見出しを「（提出書類の写しの送付等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同

項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第13条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第10条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第14条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（つくば市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後のつくば市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格

に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

（つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第5条の規定による改正後のつくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定は、平成28年度以後の年度における業務の状況に係る報告について適用し、平成27年度までの年度における業務の状況に係る報告については、なお従前の例による。

（つくば市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第6条の規定による改正後のつくば市情報公開条例第3章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされたつくば市情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）又は施行日以後にされた同条例第4条第1項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は施行日前にされた開示請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

（つくば市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第7条の規定による改正後のつくば市個人情報保護条例第4章第4節の規定は、施行日以後にされたつくば市個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等（以下「個人情報開示決定等」という。）、同条例第32条第1項に規定する訂正決定等（以下「訂正決定等」という。）、同条例第40条第1項に規定する利用停止決定等（以下「利用停止決定等」という。）又は施行日以後にされた同条例第14条第2項に規定する開示請求（以下「個人情報開示請求」という。）、同条例第28条第2項に規定する訂正請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第36条第2項に規定する利用停止請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にされた個人情報開

示決定等, 訂正決定等, 利用停止決定等又は施行日前にされた個人情報開示請求, 訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てについては, なお従前の例による。

(つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第8条の規定による改正後のつくば市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は, 施行日以後にされた開示決定等, 個人情報開示決定等, 訂正決定等, 利用停止決定等又は施行日以後にされた開示請求, 個人情報開示請求, 訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求について適用し, 施行日前にされた開示決定等, 個人情報開示決定等, 訂正決定等, 利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求, 個人情報開示請求, 訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てについては, なお従前の例による。

つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
第1条－第25条の2（略） 第25条の3（略） 2・3（略） 4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条</u> <u> </u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情 の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てること ができる。 5－8 附則（以下略）	第1条－第25条の2（略） 第25条の3（略） 2・3（略） 4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条</u> <u>又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情 の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てること ができる。 5－8 附則（以下略）

つくば市固定資産評価審査委員会条例（昭和62年つくば市条例第28号）新旧対照表
（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条） 第2章 委員長及び書記（第2条・第3条） 第3章 審査の申出（第4条・第5条） 第4章 審査の手續（第6条―第13条） 第4章の2 <u>手数料の額（第13条の2）</u> 第5章 雑則（第14条・第15条） 附則 第1条―第3条 （略） （審査の申出） 第4条 （略） 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1）審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 <u>（2）審査の申出に係る固定資産</u> <u>（3）（略）</u> <u>（4）（略）</u> <u>（5）（略）</u> 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u> 4・5 （略） <u>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u>	目次 第1章 総則（第1条） 第2章 委員長及び書記（第2条・第3条） 第3章 審査の申出（第4条・第5条） 第4章 審査の手續（第6条―第13条） _____ 第5章 雑則（第14条・第15条） 附則 第1条―第3条 （略） （審査の申出） 第4条 （略） 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1）審査申出人の氏名又は名称及び住所 _____ <u>（2）（略）</u> <u>（3）（略）</u> <u>（4）（略）</u> 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 _____を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項 _____に規定する書面を添付しなければならない。</u> 4・5 （略）

第5条 （略） （書面整理） 第6条 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u> <u>3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</u> <u>4 （略）</u> <u>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</u> 第7条－第11条 （略） （決定書の作成） 第12条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u> <u>(1) 主文</u> <u>(2) 事案の概要</u> <u>(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨</u> <u>(4) 理由</u> 2 （略） 第13条 （略） <u>第4章の2 手数料の額</u> <u>第13条の2 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料については、つくば市行政不服審査法関係手数料条例（平成28年つくば市条例第号）の例による。</u> 第14条 （以下略）	第5条 （略） （書面整理） 第6条 （略） <u>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u> <u>3 （略）</u> 第7条－第11条 （略） （決定書の作成） 第12条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>決定書を作成しなければならない。</u> 2 （略） 第13条 （略） 第14条 （以下略）
---	--

つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成7年つくば市条例第4号）新旧対照表
（第3条関係）

改正後	改正前
第1条 （略） （証人等の範囲） 第2条 前条に規定する証人等とは、次に掲げる者をいう。 （1）-（3） （略） <u>（4）行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による審理員又は審査庁の求めに応じて出頭した者</u> <u>（5）前各号に掲げる証人等に準ずる者で規則で定めるもの</u> 第3条 （以下略）	第1条 （略） （証人等の範囲） 第2条 前条に規定する証人等とは、次に掲げる者をいう。 （1）-（3） （略） <u>（4）前3号に掲げる証人等に準ずる者で規則で定めるもの</u> 第3条 （以下略）

つくば市行政手続条例（平成9年つくば市条例第51号）新旧対照表
（第4条関係）

改正後	改正前
第1条－第2条 （略） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)－(9) （略） (10) 審査請求_____その他の不服申立てに対する行政庁の裁決_____その他の処分 (11) （略） 第4条－第18条 （略） 第19条 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)－(3) （略） (4) 前3号に規定する者であった_____者 (5) （略） 第20条 （以下略）	第1条－第2条 （略） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)－(9) 略 (10) 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、<u>決定</u>その他の処分 (11) （略） 第4条－第18条 （略） 第19条 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)－(3) （略） (4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u> (5) （略） 第20条 （以下略）

つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年つくば市条例第18号）新旧対照表
（第5条関係）

改正後	改正前
第1条－第4条（略） （公平委員会の報告事項） 第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 （1）（略） （2）不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況 （3）（略） 第6条 （以下略）	第1条－第4条（略） （公平委員会の報告事項） 第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 （1）（略） （2）不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況 （3）（略） 第6条 （以下略）

つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）新旧対照表
（第6条関係）

改 正 後	改 正 前
つくば市情報公開条例 目次 第1章・第2章（略） 第3章 <u>審査請求</u>（第17条―第19条） 第4章（略） 附則 第1条―第12条（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第13条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第18条第2項</u>及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2（略） 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第18条</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 第14条―第16条（略） <u>第3章 審査請求</u> <u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u>	つくば市情報公開条例 目次 第1章・第2章（略） 第3章 <u>不服申立て</u>（第17条―第19条） 第4章（略） 附則 第1条―第12条（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第13条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第18条</u>及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2（略） 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第17条及び第18条</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 第14条―第16条（略） <u>第3章 不服申立て</u> <u>（審査会への諮問）</u>

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- （1）審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第4項並びに次条第2号において同じ。）
- （2）開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （3）当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人から行政不服審査法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。

第17条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2）決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第18条

前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）不服申立人及び参加人

（2）開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該不服申立てに係る開示決定等 について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

5 第1項の規定により諮問をした実施機関は、行政不服審査法第32条に規定する証拠書類又は証拠物の提出があったときは、当該証拠書類又は証拠物をつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する_____裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する_____裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の_____裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等_____に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）新旧対照表
（第7条関係）

改 正 後	改 正 前
目次 第1章－第3章（略） 第4章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止 第1節－第3節（略） 第4節 <u>審査請求</u>（第42条－第44条） 第5章・第6章（略） 附則 第1条－第23条（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第24条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第43条第2項</u>及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 （略） 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第43条</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 第25条－第41条（略） <u>第4節 審査請求</u>	目次 第1章－第3章（略） 第4章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止 第1節－第3節（略） 第4節 <u>不服申立て</u>（第42条－第44条） 第5章・第6章（略） 附則 第1条－第23条（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第24条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第43条</u>及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 （略） 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第42条及び第43条</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 第25条－第41条（略） <u>第4節 不服申立て</u>

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第43条

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第4項並びに次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人から行政不服審査法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。

5 第1項の規定により諮問をした実施機関は、行政不服審査法第32条に規定する証拠書類又は証拠物の提出があったときは、当該証拠書類又は証拠物をつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第44条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する _____ 裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する _____ 裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求等に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の _____ 裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
(以下略)

前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等 _____ について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第44条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等 _____ に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
(以下略)

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）新旧対照表
（第8条関係）

改 正 後	改 正 前
つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例 目次 第1章 （略） 第2章 <u>審査請求</u>に係る事項の調査審議の手続（第9条―第15条） 第3章 （略） 附則 （所掌事務） 第2条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （1）情報公開条例第18条第1項に規定する<u>審査請求</u>に係る事項 （2）個人情報保護条例第43条第1項に規定する<u>審査請求</u>に係る事項 （3）―（5） （略） 2 （略） <u>第2章 審査請求に係る事項の調査審議の手続</u> 第9条 <u>審査請求</u>に係る事項の調査審議の手続については、この章の定めるところによる。 （審査会の調査権限） 第10条 （略） 2―3 （略） 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第15条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要</u>	つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例 目次 第1章 （略） 第2章 <u>不服申立て</u>に係る事項の調査審議の手続（第9条―第15条） 第3章 （略） 附則 （所掌事務） 第2条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （1）情報公開条例第17条第1項に規定する<u>不服申立て</u>に係る事項 （2）個人情報保護条例第42条<u>に規定する不服申立てに係る事項</u> （3）―（5） （略） 2 （略） <u>第2章 不服申立てに係る事項の調査審議の手続</u> 第9条 <u>不服申立て</u>に係る事項の調査審議の手続については、この章の定めるところによる。 （審査会の調査権限） 第10条 （略） 2―3 （略） 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人、参加人</u> <u>又は諮問実施機関</u> <u>（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要</u>

な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出書類の写しの送付等)

第13条 審査会は、第10条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第12条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第13条

不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧

を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第14条 審査請求に係る事項について審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第15条 審査会は、審査請求に係る事項について諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第14条 不服申立てに係る事項について審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第15条 審査会は、不服申立てに係る事項について諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。